平成２１年（フ）第１１５号
北海道岩見沢市南町５条２丁目７番21号
債務者　藤田　直樹
1　決定年月日時　平成21年８月14日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月９日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２１年（フ）第１１６号
北海道岩見沢市美園６条７丁目２番18号　豊栄マンション№２―13号室
債務者　及川イツ子
1　決定年月日時　平成21年８月14日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月９日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２１年（フ）第１２４号
北海道岩見沢市東町２条７丁目991番地２　東ハイツＢ203号室
債務者　渡部　健一
1　決定年月日時　平成21年８月14日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月９日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２１年（フ）第１２５号
北海道岩見沢市美園５条８丁目７番21号
債務者　中津　義行
1　決定年月日時　平成21年８月14日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月９日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２１年（フ）第１２６号
北海道岩見沢市栗沢町北幸穂12番地23
債務者　菅原　浩子
1　決定年月日時　平成21年８月14日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月９日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２１年（フ）第１３８号
北海道美唄市東５条北３丁目１番44―５号
債務者　古川　直人
1　決定年月日時　平成21年８月14日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月９日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２１年（フ）第１７７号
茨城県土浦市白鳥町978番地138
債務者　平井稲次郎
1　決定年月日時　平成21年８月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月９日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２１年（フ）第４６０号
川崎市多摩区宿河原６丁目６番20号　マウンテンハイツＢ107、旧住所川崎市高津区久末1566番地１　ルックハイツ日吉１―513
債務者　前田　啓三
1　決定年月日時　平成21年８月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月９日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２１年（フ）第２３５８号
大阪府箕面市半町３丁目16番23号
債務者　藤吉　　剛
1　決定年月日時　平成21年８月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第４９８９号
大阪市西区九条南４丁目１番５号
債務者　三澤　哲雄
1　決定年月日時　平成21年８月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第５５７２号
大阪市北区中之島４丁目２番41―606号
債務者　田中美也子
1　決定年月日時　平成21年８月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第５７１４号
大阪府高槻市芥川町３丁目７番14号
債務者　平井　宣雄
1　決定年月日時　平成21年８月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第５７３６号
大阪市東成区中本４丁目１番17―802号、住民票上の住所大阪府吹田市古江台５丁目５番Ｂ30―107号
債務者　桃井まどか
1　決定年月日時　平成21年８月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第５８６７号
大阪府寝屋川市境橋町１番15号
債務者　坂下　信子（旧姓淵脇）
1　決定年月日時　平成21年８月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第６０７３号
大阪市鶴見区横堤２丁目３番24号
債務者　小山　千香
1　決定年月日時　平成21年８月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第６３０６号
大阪市西区江之子島１丁目10番15―908号
債務者　東　　一江
1　決定年月日時　平成21年８月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第６３４２号
大阪市都島区都島南通２丁目６番16号　アベニール京橋105号
債務者　金城　正次
1　決定年月日時　平成21年８月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第６３４６号
大阪市鶴見区浜５丁目南１番24―502号
債務者　平山　良江
1　決定年月日時　平成21年８月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部